

小平市立花小金井小学校  
いじめ防止基本方針

小平市立花小金井小学校  
校長 長谷部はるみ

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめを苦にして自らの命を絶った事件を教訓に、二度とこのようなことが起こらないように、そして、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。そのために、文部科学省・東京都教育委員会・小平市教育委員会の方針を受け、学校が果たすべき基本方針を明記し、職員に周知すると共に、組織対応を徹底する。

なお、いじめの定義はいじめ防止対策推進法第2条による。

「いじめ」とは、児童に対して、本校に在籍している当該童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 全ての教職員が、いじめに対する共通認識をもつ。

- ①「いじめは絶対に許されない」
- ②「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」
- ③「どの児童もいじめの被害者にも加害者になりうる」

(2) 教育委員会や家庭・地域社会・関係諸機関と連携し、児童をいじめから守る。

①いじめの未然防止

- ・職員の指導力向上と組織対応
- ・いじめを防止し、見て見ぬふりをしない。

②早期発見・早期対応

- ・いじめの確実な発見といじめ防止対策委員会の迅速な対応
- ・被害・加害・傍観の児童への指導
- ・保護者・地域・教育委員会との連携

③重大事態への対応

- ・被害児童・保護者への心のケア
- ・加害児童・保護者への心の指導
- ・教育委員会、小平警察署、児童相談所・保護者・地域社会との連携

④いじめ防止基本方針の評価・修正

- ・いじめ防止基本方針を評価し、必要に応じて改善を図る。

2 主な取組

(1) 道徳教育・人権教育等の充実

①道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むと共に、自分と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

②いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。

③読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

④代表委員会における主体的な活動による、いじめ問題への取組を行う。

⑤家庭や地域社会と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育む。

⑥友達の意見を尊重し、自分とは異なる意見を受けとめ、話し合いを通して問題解決をする授業を日々実践する。

⑦縦割り班活動や異学年交流での体験活動を通して「人が喜ぶ姿をみて喜べる児童の育成」をめざし、自尊感情や自己有用感を高める取組を推進する。

## (2) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「いじめ防止対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置して、日常的、定期的に児童生徒の情報を共有し、組織的に対応する。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。また、「いじめ防止対策委員会」を支援する組織として、学校経営協力者、民生委員児童委員・スクールサポーター・花小サポーターズを活用する。

### [いじめ防止対策委員会メンバー]

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭 特別支援教育コーディネーター  
スクールカウンセラー（必要に応じて、巡回指導員及び外部専門家）、当該学年

- ②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回以上実施するとともに、「いじめ発見のチェックシート」を月1回活用し、いじめの確実な発見に努める。
  - ③スクールカウンセラーによる小学校第5学年児童全員との面接の実施。  
相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
  - ④いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年2回、学校評価児童アンケートを実施する。
  - ⑥児童がいじめの相談を行いやすいよう、「ほっと相談箱」を活用する。
  - ⑦いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を、年3回実施する。
- ## (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進
- ①警察や関連機関との連携を図り、今日的課題や現状の把握に努め、その情報を保護者と共有し、学校と家庭が連携してこの問題に取り組む。
  - ②コンピュータを用いた学習の際に、情報モラルの指導を必ず行う。
  - ③セーフティ教室では5年生を対象にインターネットに関わる指導を行う。
  - ④家庭での取組として管理の仕方、ルール作り等、保護者に協力を依頼する。
  - ⑤学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
  - ⑥ネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

## 3 いじめが発生した場合の対応

### (1) 事実確認

- ・発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。

### (2) 報告・連絡・相談

- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告する。
- ・被害・加害児童の保護者にまず一報を入れる。

### (3) 安全確保

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・児童及びその保護者に対する支援を行う。

### (4) 指導・助言

- ・いじめを行った児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。

### (5) 警察との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

## 4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (2) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) いじめを受けた児童とその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。